建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分

	トイク	ル法に係る都と特別区の事務の区分	
工種		都知事の事務	特別区の長の事務
建	ア	延べ面積が10,000㎡を超える建築物の敷地内で施工する建築物の解体工	左記の都知事の事務
築		事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)	に該当するもの以外
物	イ		の建築物の解体工事
の		の規定により都知事の許可を必要とする建築物の解体工事(解体する部分の	
解		床面積の合計が80㎡以上)	面積の合計が80㎡以
体	ウ	建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都	上)
エ		知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作	
事		物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)	
	エ	建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに	
		掲げる工作物で上記ア〜ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの解体	
		工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)	
	オ	建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウ	
7.45	<b>—</b> 1	に掲げる建築物に設けるものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が	ナラの切りまのまみ
建	ア-1	延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築工事	左記の都知事の事務
築	ア-2		に該当するもの以外
物	,	面積の合計が500㎡以上)	の建築物の新築・増
のが	イ		築工事(新築又は増
新			築する部分の床面積
築	4	増築する部分の床面積の合計が500㎡以上)	の合計が500㎡以上)
- +#4	ウ	建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可に見る法則に属するよのを除くした必要してる建筑物の規定による	
増築		知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の新築・地築工事(新築又は地築オス部人)の内西港の合計が500㎡以上、	
築 工 事	_	物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500㎡以上)	
車	エ	建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに 掲げる工作物で上記ア~ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新	
<b>₹</b>		間でる工作物で工能ができた。 設・増設工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500㎡以上)	
	オ	<u>政・頃政工事(新来人)は頃来りる印力の休田頃の日前が300円以上</u> 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウ	
	<b>7</b> J	に掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(新築又は増築する部分の床	
		面積の合計が500㎡以上)	
建リ	ア	延べ面積が10,000を超える建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1	左記の都知事の事務
築フ		億円以上)	に該当するもの以外
物オ	1		の建築物の修繕・模
0			様替等工事(請負代
修厶		代金の額が1億円以上)	金の額が1億円以上)
繕等	ウ	建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都	
模		知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作	
		物の修繕模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	
様 替 等 工	エ	建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに	
等		掲げる工作物で上記ア~ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新	
エ		設・増設工事(請負代金の額が1億円以上)	
事	オ	建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウ	
		に掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(請負代金の額が1億円以上)	
建土		面積が10,000を超える建築物の敷地内で施工する工作物の解体工事又は新	左記の都知事の事務
築木	築工	事等(請負代金の額が 500万円以上)	に該当するもの以外
物工			の工作物 の解体工
以事			事又は新築工事等
外等			(請負代金の額が500
の			万円以上)
工			
作			
物			
の			
工			
事			